平成２１年（フ）第１９１号
北海道室蘭市白鳥台２丁目９番１―103号
債務者　鹿野　剛志
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
北海道伊達市南黄金町44番地35
債務者　板垣　孝雄
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第２４号
北海道北見市常呂町土佐字土佐37番地５　南町団地236号
債務者　泉川　　進
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２１年（フ）第２５号
北海道斜里郡斜里町文光町38番地７　めぐみハイツ104号
債務者　蝦名美由紀
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２１年（フ）第２６号
北海道網走郡大空町女満別東陽３丁目６番８号
債務者　山本　和希
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第６号
福島県会津若松市鶴賀町10番16号　メゾンド鶴賀201号、前住所福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字船ケ森東503番地の４
債務者　渡部　浩子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第５号
福島県いわき市勿来町関田御城前25番地の３
債務者　長谷川恵美子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第７７６号
埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地３　グリーンコモンズ川越３号棟303号室
債務者　原田　　修
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７８７号
埼玉県川越市通町17番地11　吉敷ビル202号室
債務者　萱沼美恵子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８３９号
埼玉県所沢市中富南２丁目17番地の10　サンビレッジ三久Ｂ―102、前住所埼玉県所沢市大字本郷1118番地の１　レクセルマンション東所沢201
債務者　塩地　克彦
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８４０号
埼玉県所沢市中富南２丁目17番地の10　サンビレッジ三久Ｂ―102、前住所埼玉県所沢市大字本郷1118番地の１　レクセルマンション東所沢201
債務者　塩地　恵美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２７号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番15―202号　グリーンタウン松ヶ丘
債務者　工藤たつゑ
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５６２号
埼玉県比企郡嵐山町大字志賀197番地６
債務者　石川　利浩
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３６号
千葉県香取市新部126番地５
債務者　今井眞利こと　畔蒜　眞利
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第８１７号
神奈川県平塚市代官町11番28―104号　テクノ代官町
債務者　本田　　篤
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８５５号
神奈川県伊勢原市高森４丁目６番４号
債務者　乗富　　進
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８８７号
神奈川県伊勢原市下落合610番地の44
債務者　石田みちえ
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部